

特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を行う。

2. 事業内容

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法に基づき、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を実施する。

（参考）

双葉町、大熊町、葛尾村については令和4年春まで、浪江町、富岡町、飯館村については令和5年春までの避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】

